

仕様書

1. 業務概要

岡山市保健所感染症対策課からの指示を受け、2週間ごとに木曜日に、指定された時間・場所で検体や物品等を受け取り、当日中に岡山県環境保健センター(以下、「環境保健センター」という。)に搬送するもの。

2. 委託内容

(1) 受託者は、岡山市保健所感染症対策課で以下の物品等を受け取る。

ア 検体入りの検体包装容器

イ 「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票」(以下、「検査票」という。)

ウ 検体採取物品や梱包物品

(2) 指定の医療機関において、下記の通り搬入・回収を行う。

ア (1)で受け取った物品を渡す。

イ 医療機関から検体入りの検体包装容器を受け取る。

ウ 所定の事項が記入されている検査票を受け取り、5枚複写になっている検査票の1枚目の医療機関控えを医療機関へ返却する。

(3) 環境保健センターにおいて、下記の通り搬入・回収を行う。

ア (1)、(2)で受け取った検体包装容器と検査票を渡す。

イ 環境保健センターで必要事項を記入した検査票のうち、2枚目の保健所控えを受け取る。

ウ 環境保健センターが所有している岡山市保健所の検体が入っていない空の検体包装容器を受け取る。

(4) 岡山市保健所感染症対策課に、検査票、空の検体包装容器を引き渡す。

(5) 受託者は、業務中は携帯電話を所持し、搬送状況について、岡山市保健所感染症対策課及び環境保健センターに報告を行う。

(5) 事故等の不足の事態が生じたときは、速やかに負傷者の救護、警察への通報等の必要な措置を講じた上で、速やかに岡山市保健所にも連絡すること。渋滞や道路工事等により、予定通り搬送することが困難となった場合は、速やかに岡山市保健所感染症対策課にも連絡すること。

(6) 検体及び検査票の扱いについては、患者氏名等の個人情報が見えないように慎重に扱うこと。

(7) 検体回収及び搬送時は、身分証を提示すること。

3. 搬送方法

搬送にあたっては、他の荷物との混載や積み替え等のないチャーター便とする。

なお、搬送のコースについては 5.搬送ルートに従うこととする。

4. 貸与品

搬送に要するクーラーボックス、保冷剤については、岡山市保健所感染症対策課から貸与する。

貸与品は、善良な管理者の注意をもって、適切に管理すること。

なお、委託期間終了後、貸与品については、岡山市保健所感染症対策課に返納することとする。

5.搬送ルート

(1)午前 10 時以降：岡山市保健所感染症対策課(岡山市北区鹿田町 1 丁目 1-1 4 階)

(2)午後 12 時まで：回収医療機関(具体医療機関名については入札希望所に別途伝えることとする)

(3)午後 17 時まで：岡山県環境保健センター(岡山市南区内尾 739-1 ウイルス科)

(4)午後 17 時 15 分まで：岡山市保健所感染症対策課(岡山市北区鹿田町 1 丁目 1-1 4 階)

6. 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7. 委託料について

(1)搬送に関する経費については、搬送ルートにおける1回の搬送経費(単価)とする。

(2)料金の支払いは、実際に検体搬送を行ったときのみ生じるものとする。

(3)経費の支払いは、1 か月の実績をもって支払うこととする。

8. 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

受託者は、契約書作成に合わせて市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

9. その他

契約書及び仕様書に定めがない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定する。